

令和8年5月18日

有田町内小中学校保護者 様

有田町教育委員会
教育長 吉永 淳一

SNSによるトラブル対応について（お願い）

平素より、学校教育にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、子どもたちは、学習活動や部活動等に励み、互いに切磋琢磨して日々成長しています。多感な時期でもあり、自身の気持ちを伝える手段が未熟のため、感情の行き違いがあったり何気ない一言で友人を傷付けたりする場面もあります。そのような場合には、担任を中心に子どもとじっくり話をする時間を取り、解決方法や今後の対応策について指導するなど、丁寧な対応に取り組んでいます。ただ、友人関係におけるトラブルの要因のひとつに、学校外で起きたSNSを起因にしたものが大半を占めている事実もあります。

例えば、誤解を与えるような書き込みや相手を誹謗中傷するような書き込み、無断で写真（加工した写真も含む）をアップする、オンラインゲームによるトラブルなどで、関係性がこじれてしまうケースがほとんどです。

また、SNS上のトラブルは、名誉毀損罪、侮辱罪、肖像権侵害など、法的問題につながるものもあります。SNSを起因とするトラブルの情報がいったときは、学校は解消に向けて事実関係を調べ、関係児童生徒への指導とその保護者への連絡等を行っていますが、法的問題につながるものは、学校は関与しませんのでご理解ください。解消が難しい事案によっては、関係保護者が警察に相談していただく場合もあります。

以上のことから、SNSのトラブルについては、その解消に向けて保護者の皆様に、次のご協力とご対応をお願いします。

- ① お子さまがスマートフォンやタブレット等を所持する場合は、保護者の判断であるため、保護者の責任で使用等のルールを話し合い、守らせるなど、お子さまへのご指導をお願いします。
- ② トラブル発生時には、保護者の責任で、正しい方向に導くまでのご対応をお願いします。
- ③ SNSを起因とするトラブルの解消については、関係の保護者の皆様でご対応ください。
- ④ トラブルの事案によっては、保護者から警察等の専門機関へ早めに相談され、協力を得られるようお願いいたします。

子どもたちが安心して学べる安全な学校を目指すためにも、ご理解とご協力をお願いします。